

2. 修学上の情報等

7 障害学生支援情報

(1) 障がいのある学生に対する支援の基本方針

佐賀女子短期大学は、学生一人ひとりの教育的ニーズにあった修学支援を推進するインクルーシブ教育を基本理念とし、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、「佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進規程」を平成 28 年 7 月に制定しています。佐賀女子短期大学に在籍する障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学等支援に係る基本となる事項を定めることを目的としています。

○対象となる学生

上記の規程において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、精神障がい、発達障がい、難病等により、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者を言います。

○支援体制

佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進規程に基づき、インクルーシブ教育を円滑に実施するために、学長を委員長とし各種委員会委員長のメンバーで組織されたインクルーシブ教育推進委員会を設置し、入学から卒業まで切れ目ない支援ができるよう支援体制を整えています。

また、インクルーシブ教育推進の理念に精通し、情報の適正な管理と運用ができる福祉や特別支援に関する有識者、もしくはこれに準ずる者 5 名から組織された専門支援部会を設置しています。

さらに、教職員に対し障がいのある学生への理解、合理的配慮に関する SD 研修を施しています。

○個別の支援方法

学生支援課や健康管理センターが、入学試験合格者や在学生にあてて、上記制度の周知を行い、個別の支援申請を呼び掛けています。

個別の支援申請を受理した後、推進委員会の命を受けて、専門支援部会が、障がいのある学生及び保護者に対して、個別面談や情報収集を行い、修学支援等計画の作成や見直し、又は修学支援等に関わる調査や提言を行います。具体的な支援については、障がいのある学生が所属する学科、コースの教員が主たる責任を持ち、日常的に学生のニーズを聞き取りながら改善に努めています。

(公表日：平成 30 年 9 月 12 日)